

鹿嶋市告示第198号

令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月30日

鹿嶋市長 田口伸一

令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内において、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則(平成14年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のア及びイに該当するものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもの

イ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である公益社団法人茨城県水質保全協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものにあつては、同制度に基づき保証登録されたもの

(2) 環境配慮型浄化槽 環循摘発第2112205号、「浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて」の表1に規定するものをいう。

(3) 高度処理型浄化槽 環境配慮型浄化槽のうち、放流水のBODが10mg/ℓ以下のものであつて、総窒素濃度が10mg/ℓ以下及び総リン濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するものをいう。

(4) 単独処理浄化槽 便所と連結してし尿のみを処理し、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

- (5) くみ取槽 し尿を貯留するために便器下に据え付けられた便槽であって、定期的に人力あるいは機械によってし尿がくみ取られ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村のし尿処理施設で処理されているものをいう。
- (6) 専用住宅 主として居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設したもの（住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものに限る。）を含む。）をいう。
- (7) 転換 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を要する建築物の新築，改築又は増築に伴うものを除いた既存の専用住宅における環境配慮型浄化槽又は高度処理型浄化槽への入替えをいう。
- (8) 集会施設 地域住民の集会等に使用するため自治会等が管理する施設をいう。
- (9) 宅内配管工事 既設の専用住宅又は集合施設（以下「住宅等」という）に設置された単独処理浄化槽又はくみ取槽を環境配慮型浄化槽又は高度処理型浄化槽に転換するに当たり，当該浄化槽への流入管（便所，台所，洗面所，風呂等からの排水を流入させる管をいう），枳及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は，別表第1に掲げる補助対象地域において住宅等に環境配慮型浄化槽（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域にあつては，高度処理型浄化槽。以下「補助対象浄化槽」という。）を設置し，若しくは住宅等の既存の単独処理浄化槽若しくはくみ取槽を補助対象浄化槽に転換する者又は国要綱等による補助の対象となる災害に伴い必要となった合併処理浄化槽の改築工事をする者とし，浄化槽の設置に当たっては，施工要領書の内容を遵守し，適切に施工するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，補助金の交付の対象としない。ただし，市長が特に認める場合は，この限りでない。

- (1) 建築基準法に基づく建築主事等による確認の申請又は浄化槽法に基づく設置の届出を行わずに補助対象浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で，補助対象浄化槽が設置された住宅等を建築する者
- (3) 住宅等を借りている者で，賃貸人の承諾が得られないもの
- (4) 過去5年度以内に鹿嶋市浄化槽設置事業補助金を受けた者
- (5) 補助対象浄化槽を設置しようとする場所に住所を有しておらず，かつ，有する予定もない者
- (6) 法人名義の建物に補助対象浄化槽を設置する者
- (7) 汚水処理未普及解消につながらない補助対象浄化槽を設置する者（ただし，

災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置を除く。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象浄化槽の設置又は転換に要する費用に相当する額とし、別表第2の左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。ただし、10人槽を超えるものを設置する場合は、10人槽の限度額を限度とする。

2 既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽を撤去(埋設を除く。)して補助対象浄化槽に転換する場合は、別表第3の中欄に掲げる基準額と右欄に掲げる対象経費の額と比較して少ない方の額を前項に規定する補助金の額に加算する。

3 宅内配管工事を行う場合は、別表第4の中欄に掲げる基準額と右欄に掲げる対象経費の額とを比較して少ない方の額を第1項に規定する補助金の額に加算する。

4 前3項の規定にかかわらず、国要綱等による補助の対象となる災害に伴い必要となった合併処理浄化槽の改築工事をする場合は、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる額を限度とする。

5 前各項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、令和5年1月6日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 法第5条第2項の審査機関を経過した浄化槽設置届出書又は明細書の写し及び建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の案内図、敷地内配置図及び排水経路

(3) 賃貸人の承諾書(住宅等を借りている者に限る。)

(4) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)

(5) 保証登録証

(6) 浄化槽設備士免状の写し、浄化槽設備士証の写し又は特別講習会受講修了証の写し

(7) 浄化槽工事業の登録届出等を証する書面の写し

(8) 浄化槽設置工事費見積書の写し及び内訳書

(9) 現況の敷地内配置図及び排水経路、写真及び撤去費見積書及び内訳書(既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽を撤去する場合に限る。)

(10) 既存の宅内配管の現況図面、宅内配管工事費の見積書及び内訳書(宅内配管工事を行う場合に限る。)

(11) 浄化槽からの放流水の敷地内処理装置(「浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて」(昭和62年7月10日付け環境

管理課長・建築指導課長通知)に規定されるものをいう。以下この号において同じ。)の概要書、仕様書及び維持管理に関する誓約書の写し(敷地内処理装置を設置する場合に限る。)

(12) 市税等の納税状況の調査閲覧に関する同意(補助金交付申請書が連名である場合にあっては全ての申請者の同意、建築確認通知書が連名である場合にあっては全ての共有者の同意)がない場合にあっては、申請の日から遡って14日以内に発行された納税証明書(市税等に未納がないことを証明するもので、補助金交付申請書が連名である場合にあっては全ての申請者の納税証明書、建築確認通知書が連名である場合にあっては全ての共有者の納税証明書、市税等の徴収の猶予を受けている場合にあっては当該猶予を証する書類)の写し

(13) 申請者を除く全ての共有者から申請者に宛てた補助金の申請に係る権限についての委任状(建築確認通知書が連名である場合に限る。)

(14) 従前の汚水処理方法を示した書類(従前の住所が市外又は集合住宅若しくは借家の場合を除く。)

(15) その他市長が必要と認める書類  
(補助金交付の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容について審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、補助金の交付の申請の却下を決定したときは、補助金交付申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第7条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助事業の計画変更等)

第8条 規則第12条第1項の補助事業計画変更申請書は、様式第4号とする。

2 市長は、規則第12条第1項の承認をしたときは、補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第9条 規則第12条第2項の補助事業中止(廃止)届出書は、様式第6号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは、補助金交付取消決定通知書(様式第7号)により、当該届出をしたものに通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起

算して30日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（令和5年3月31日までに補助対象浄化槽の設置場所に住所の異動ができない場合の第6号に掲げる書類及び同日までに産業廃棄物管理票（E票）の写し又は最終処分場の発行する証明書の写しの提出ができない場合の第7号に掲げる書類にあっては、第12条第2項の補助金交付請求書の提出の日）までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（茨城県浄化槽指導要綱様式第6号）の写し
- (2) 工事写真（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知（平成11年3月31日衛浄第17号）に定める「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」（以下「国庫補助指針」という。）に準ずる内容写真）
- (3) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽の撤去又は宅内配管工事に係る申請を行っている場合にあつては、撤去及び施工の工事写真
- (4) 法第7条に定める法定検査の払い込みを証明する書類の写し
- (5) 浄化槽の設置費、既設の単独処理浄化槽及びくみ取槽の撤去工事費並びに宅内配管工事費の領収書等の写し及び内訳書
- (6) 申請時に補助対象浄化槽の設置場所に住所を有しなかった者にあつては、実績報告書の提出の日から遡って14日以内に発行された住民票（令和5年3月31日までに当該地に住民票の異動ができない場合にあつては、住民票を提出することができない理由を記した書類）
- (7) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽の撤去又は宅内配管工事に係る申請を行っている者にあつては、該当する既設の単独処理浄化槽及びくみ取槽の撤去並びに宅内配管の処分に関する産業廃棄物管理票（E票）の写し又は最終処分場の発行する証明書の写し（令和5年3月31日までに産業廃棄物管理票（E票）の写し又は最終処分場の発行する証明書の写しの提出ができない場合にあつては、産業廃棄物管理票（D票）の写し及び産業廃棄物管理票（E票）の写しを提出することができない理由を記した書類又は最終処分場の発行する証明書の写しを提出することができない理由を記した書類）
- (8) 国庫補助指針に規定する浄化槽設備士の証するチェックリスト
- (9) 既成底板コンクリート（PC板）を使用した場合にあつては、仕様を証するもの
- (10) 施工に当たり、排水経路等に変更があつた場合にあつては、変更後の敷地内配置図及び排水経路（宅内配管工事に係る申請を行っている者に限る。）
- (11) 施工要領書に規定するもの以外の規格での施工（PC板の仕様含む。）を行った場合には、その安全性及び妥当性について浄化槽メーカー等がその仕様を証するもの

(12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の確定通知書を受け取った交付決定者は、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 前項の規定により、交付申請者は補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(状況の確認)

第13条 市長は、補助事業の適正化を図るため、浄化槽の設置工事、既設の単独処理浄化槽及びくみ取槽の撤去工事並びに宅内配管工事の状況を確認するものとする。

(実績内容等の公開)

第14条 市長は、補助事業の実績内容等を年度終了後2か月を経過した日から公開することができるものとする。

(法定検査の受検)

第15条 補助金の交付を受けた者は、浄化槽の使用開始後、法第7条の規定による水質検査及び法第11条の規定による年1回の定期検査を受けなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 法第7条の規定による水質検査及び法第11条の規定による年1回の定期検査を受検しないとき。

(4) 前号の規定による水質検査及び定期検査の検査結果が不適正と判定されたにもかかわらず、相当の期間を経ても、浄化槽の改善処置を行わないとき。

(5) 浄化槽の設置完了後1年以上経過しているにもかかわらず、便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続して使用を開始したことが確認できないとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象地域

|   |  |
|---|--|
| 1 | 下水道法第4条第1項の公共下水道事業認可区域以外の区域（ただし、認可区域内であっても、下水道の整備が当分の間（おおむね7年以上）見込まれないと認められる場合は、この限りでない。）                          |
| 2 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域（ただし、区域内であっても、整備が当分の間（おおむね7年以上）見込まれないと認められる場合は、この限りでない。） |

別表第2（第4条関係）

- 1 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域以外の地域  
補助対象：環境配慮型浄化槽

| 人 槽 区 分 | 限 度 額    |
|---------|----------|
| 5人槽     | 332,000円 |
| 6～7人槽   | 414,000円 |
| 8～10人槽  | 548,000円 |

- 2 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域  
補助対象：高度処理型浄化槽

(1) 転換

| 人 槽 区 分 | 限 度 額      |
|---------|------------|
| 5人槽     | 1,071,000円 |
| 6～7人槽   | 1,422,000円 |
| 8～10人槽  | 1,996,000円 |

(2) 転換以外

| 人 槽 区 分 | 限 度 額      |
|---------|------------|
| 5人槽     | 822,000円   |
| 6～7人槽   | 1,111,000円 |
| 8～10人槽  | 1,585,000円 |

別表第3（第4条関係）

| 区 分                | 基 準 額   | 対 象 経 費  |
|--------------------|---------|----------|
| 単独処理浄化槽又はくみ取槽の撤去費用 | 90,000円 | 撤去に要する費用 |

別表第4（第4条関係）

| 区 分      | 基 準 額    | 対 象 経 費    |
|----------|----------|------------|
| 宅内配管工事費用 | 300,000円 | 宅内配管に要する費用 |

別表第5（第4条関係）

| 区 分                     | 限 度 額                           |
|-------------------------|---------------------------------|
| 災害に伴い必要となった合併処理浄化槽の改築費用 | 当該改築に要する費用として市長が環境大臣に協議し承認を受けた額 |



## 様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

## 補助金交付申請書

令和4年度において浄化槽を設置したいので、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 1 事業名                        | 令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業  |
| 2 浄化槽を設置又は改築する流域（地域）及び浄化槽の人槽 | その他 ・ 霞ヶ浦 人槽   |
| 3 設置区分                       | 転換・撤去・宅内配管・転換以外・災害に伴う改築  |
| 4 設置場所の地名番地                  |  |
| 5 従前の住宅等区分                   | 戸建ての住宅（借家含む。）・集合住宅・集会施設  |
| 6 従前の汚水処理方法（市外、借家、集合住宅の場合不要） | 公共下水道・農業集落排水・くみ取り<br>単独浄化槽・合併浄化槽・その他（ ）                                      |
| 7 交付申請額                      | 金 _____ 円<br>【内訳】 1 通常・高度 金 _____ 円<br>2 撤去・改築 金 _____ 円<br>3 宅内配管 金 _____ 円 |
| 8 住宅等所有者                     | 1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）   |
| 9 着工（予定）年月日                  | 年 月 日  |
| 10 事業完了（予定）年月日               | 年 月 日  |
| 11 過去5年間の補助金受領               | あり ・ なし  |
| 12 添付書類                      | 要綱第5条の規定による書類  |

## 同意事項

- 私は、浄化槽を設置し、使用を開始した後、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条の規定による水質検査及び同法第11条の規定による年1回の定期検査を確実に受験し、改善事項があるときは速やかに対応を行い、適切な維持管理に努めます。
- 私は、浄化槽の工事の施工状況により、工事費用が補助金額の限度額若しくは基準額を超え、又は工事費用に補助対象外経費が算入される等の事由により、自己負担が生じることを了承した上で、申請します。
- 私は、鹿嶋市環境政策課が、市税等の納付状況に関する情報について、補助金申請に必要な範囲で、市税等徴収担当課から提供を受けることに同意します。  
※情報提供に同意しない場合は□を空欄のままにし、申請の日から遡って14日以内に発行された納税証明書（市税等に未納がないこと。）を添付してください。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金については、下記により交付を決定したので通知します。

記

- 1 事業名 令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業
- 2 交付金額 金 円  
(内訳：通常・高度 円，撤去・改築 円，宅内配管 円)
- 3 その他
  - (1) 交付条件等  
申請者は、令和5年3月31日までに、補助事業が完了し、市長による検査を受けなければならない。
  - (2) 承認事項等  
申請者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
    - ア 補助事業の内容に変更が生じた場合
    - イ 補助事業を中止又は廃止する場合
    - ウ 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合
  - (3) 状況報告  
申請者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに市長に報告しなければならない。
  - (4) 実績報告  
申請者は、第10条の内容に従い実績報告書を提出しなければならない。
  - (5) 補助金の確定等  
市長は、前号の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
  - (6) 水質検査及び定期検査の受検並びに適切な維持管理について  
浄化槽の使用開始後、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条の規定に基づく水質検査及び同法第11条の規定に基づく年1回の定期検査を確実に受験し、改善事項があるときには速やかに改善処置を行うこと。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金等交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請があった令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金の交付申請については、下記の理由で却下したので、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業
- 2 却下理由
- 3 特記事項

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

補助事業計画変更申請書

年 月 日付で申請した令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金に係る事業計画を変更したいので、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認を得たく申請します。

記

1 補助事業の名称 令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業

2 補助金の申請金額の変更等

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 変更後の申請金額 (A)      | 金 | 円 |
| 変更前の申請金額 (B)      | 金 | 円 |
| 増減額 (A) - (B) (C) | 金 | 円 |

3 事業計画変更の内容

4 事業計画変更の理由

5 事業計画変更の予定年月日

6 付記事項

※ 事業計画変更の内容については、申請時の内容のどこをどのように変更したいか具体的に記入するとともに、交付申請時に提出した添付書類を必要に応じて修正し、提出すること。

様

鹿嶋市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和 4 年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金について、下記のとおり交付金額を変更することに決定したので、令和 4 年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 令和 4 年度鹿嶋市浄化槽設置事業

2 補助金の申請金額の変更等

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 変更後の申請金額 (A)      | 金 | 円 |
| 変更前の申請金額 (B)      | 金 | 円 |
| 増減額 (A) - (B) (C) | 金 | 円 |

3 補助金等の変更理由

4 附帯条件

5 補助金等交付に係る指示事項

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

補助事業中止（廃止）届出書

年 月 日付けで申請した令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を得たく届け出ます。

記

- 1 補助事業の名称 令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業中止（廃止）の予定年月日
- 4 付記事項

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金について、下記のとおり交付金額を取り消すことに決定したので、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業
- 2 既交付決定通知額 金 \_\_\_\_\_ 円  
【内訳】
  - (1) 通常・高度 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (2) 撤去・改築 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (3) 宅内配管 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金等の取消理由

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業が完了したので、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類 要綱第10条の規定による書類



様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金については、令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

【内訳】

1 通常・高度 金 \_\_\_\_\_ 円

2 撤去・改築 金 \_\_\_\_\_ 円

3 宅内配管 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第10号（第12条関係）

補助金交付請求書

令和4年度鹿嶋市浄化槽設置事業補助金として下記金額を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

【内訳】

1 通常・高度 金 \_\_\_\_\_ 円

2 撤去・改築 金 \_\_\_\_\_ 円

3 宅内配管 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

鹿嶋市長

様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

振込先

|       |      |      |  |  |  |  |  |
|-------|------|------|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 |      | 支店名  |  |  |  |  |  |
|       |      |      |  |  |  |  |  |
| 店番    |      |      |  |  |  |  |  |
| 預金項目  | 1 普通 | 2 当座 |  |  |  |  |  |
| 口座番号  |      |      |  |  |  |  |  |
| フリガナ  |      |      |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 |      |      |  |  |  |  |  |

